

保育士の処遇改善へ

平均勤続長い施設に手厚く

政府

政府は1月22日、保育所職員らの処遇改善のために2015年度から設ける加算の仕組みを子ども・子育て会議で示した。従来の加算率の区分は平均勤続年数「10年以上」で頭打ちだったが、「11年以上」を区分に加えて長く働いてもらえる職場を目指す。

政府は1月22日、保育所職員らの処遇改善は、「処遇改善等加算」を設ける。これまでの仕組みでは平均勤続年数「10年以上」の加算率が最も高かった。処遇改善等加算では職員が長く勤める施設に手厚くするため、一定の条件を満たせば11年未満なら一律3%、11年以上なら一律4%を運営費に上乗せする。

保育所にはこれまで平均勤続年数に応じて段階的に運営費に加算が付いたり、条件をクリアすれば処遇改善の上乗せがされたりする仕組みがあった。新制度では幼稚園や認定こども園も対象になる。

保育士や幼稚園教諭の平均勤続年数は他の職種より低い傾向がある。新制度には、市町村が地域の状況をみて13個の事業から必要なものを実施する、「地域子ども・子育て支援事業」がある。

ことば

地域子ども・子育て支援事業Ⅱ新制度では市町村が地域のニーズに応じて一時預かりや延長保育、放課後児童クラブ、利用者支援などの事業を実施する。国または都道府県は、事業の費用として交付金を交付できる。

その一つ「利用者支援事業」の類型に「母子保健型」が加わった。これまでは保育所などの利用者の支援のみを行う「特定型」と、利用支援と地域の子育て資源の育成などの地域連携を併せて実施する「基本型」の2類型だった。

母子保健型は妊娠期から子育て期までの総合的相談支援を実施する拠点。政府はこの「子育て世代包括支援センター」を15年度までに150カ所整備する方針だ。

保健師などの専門職が妊産婦らの状況を把握し、必要に応じて支援プランを策定。プランに基づき助言する。

母子保健型を追加

新制度には、市町村が地域の状況をみて13個の事業から必要なものを実施する、「地域子ども・子育て支援事業」がある。